

# 特定商取引に関する法律施行令の改正について

2023年12月26日  
消費者庁取引対策課

# 消費者委員会への諮問について

- ✓ 特定商取引法第64条第1項の規定により、以下の事項に関する政令の制定又は改正に当たっては、消費者委員会への諮問が必要

## 【諮問事項】

- 特定商取引法第26条第1項第8号二に規定する、適用除外に係る規定の改正

### ○特定商取引法

(消費者委員会及び消費経済審議会への諮問)

第六十四条 主務大臣は、第二条第四項第一号、第二十六条第一項第八号二、第三項、第四項各号、第五項第一号若しくは第二号、第六項第二号若しくは第七項第二号、第四十一条第一項第一号（期間に係るものに限る。）若しくは第二項、第四十八条第二項、第五十八条の四又は第五十八条の十七第二項第二号の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、政令で定めるところにより、消費者委員会及び消費経済審議会に諮問しなければならない。

2 (略)

## 改正の概要について

- ✓ 特定商取引法施行令において、特定商取引法第26条第1項第8号二で適用除外とする販売又は役務の提供を定めているところ、「金融サービスの提供に関する法律」により規定する販売又は役務の提供等が含まれている。
- ✓ デジタル化の進展等の環境変化に対応し、金融サービスの顧客等の利便の向上及び保護を図るため、金融サービスの提供に関する法律等について措置を講じる改正を行う金融商品取引法等の一部を改正する法律(令和5年法律第79号、第212回国会で成立)が成立し、「金融サービスの提供に関する法律」の題名が「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改正される。
- ✓ その施行に伴い以下の政令について、所要の規定の整理を行うもの。
  - 特定商取引に関する法律施行令(昭和51年政令第295号。)
  - ・ 改正法による金融サービスの提供に関する法律の題名改正に伴う措置を行う。

## (参考) 特定商取引法の適用除外について

- ✓ 特定商取引法においては、他の法律の規定によって、訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売(以下「訪問販売等」という。)に係る取引を行う購入者等の利益を保護することができるものと認められる場合は、訪問販売等の各規制の適用除外としている。
- ✓ 適用除外については、各個別法において、実効性のある規制体系が構築されているか否か、つまり不当な勧誘や広告等について、以下の2点が満たされているかにより判断している。
  - ①消費者被害に対する是正措置が整備されていること
  - ②是正措置を発動することが可能となるような法目的との整合性

### ○特定商取引法 (適用除外)

第二十六条 前三節の規定は、次の販売又は役務の提供で訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売に該当するものについては、適用しない。

一～七 (略)

八 次に掲げる販売又は役務の提供

イ～ハ (略)

ニ イからハまでに掲げるもののほか、他の法律の規定によつて訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売における商品若しくは特定権利の売買契約又は役務提供契約について、その勧誘若しくは広告の相手方、その申込みをした者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益を保護することができるものと認められる販売又は役務の提供として政令で定めるもの

2～10 (略)